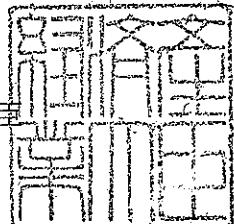


## 経済産業省

平成18・10・13原第4号  
平成19年7月4日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター  
の原子炉の設置変更（高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の変更）  
について（諮問）

独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長 殿塚 獣一 から平成18年  
10月13日付け18原機(安)056(平成19年5月25日付け19原機  
(安)044をもって一部補正)をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、  
別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項におい  
て準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部  
分に限る。)に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26  
条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用  
について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉の開発等を行うことを目的として設立された機関であり、本件申請に係る変更後において原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

「原子力政策大綱」（平成17年10月11日原子力委員会決定、平成17年10月14日閣議決定）において、高速増殖原型炉もんじゅは、高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに優先して取り組むべきとされており、本件申請に係る変更が我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本件申請は、初装荷燃料に係るものであり建設工事費に含まれないことから、資金は発生しない。